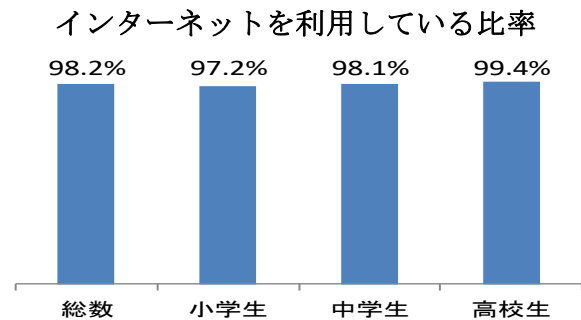


SNS等に起因する被害児童の現状と対策について

1 青少年のインターネット利用について

令和6年度に内閣府が行った調査（全国）によると、青少年でインターネットを利用する割合は98.2%（小学生：97.2%、中学生：98.1%、高校生：99.4%）となっており、学校種別が上がるほどインターネットを利用している青少年が多くなっています。

インターネットの広範な普及などによる高度なネットワーク社会は、私たちの生活に様々なメリットを与えてくれますが、反面、これを利用することで少年が犯罪の被害に遭う危険性も増大しており、徳島県においてもSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通じた被害が増加しています。



令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果による（内閣府）

2 インターネット利用の危険性について

インターネット上には違法情報や有害情報が多く存在するだけでなく、個人情報の流出や架空請求詐欺、フィッシング詐欺などの犯罪被害、ウイルス感染などさまざまな危険性があります。また、子供たちがSNSや出会い系サイトを通じて悪意のある大人に出会い、児童ポルノや児童買春、強制性交などの被害にあうケースも多発しています。出会い系サイトは平成20年に規制法が改正され、事業者に対する被害防止措置が義務化されたことなどから、被害児童は減少傾向にあります。一方で、本来は異性の紹介を目的としていないSNSに起因する事犯の被害児童は深刻な状況にあります。

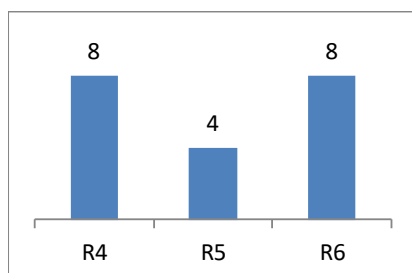
また、インターネットへの不適切な書き込みや画像の投稿により、少年が検挙される事件や、中学生等によるインターネット上でのコンピュータ・ウイルス提供等事件なども発生しています。このように、子供たちがインターネットの特性や自己の行為の重大性を十分に認識できていない状況にあり、サイバー空間における少年の非行と保護をめぐる状況は厳しさを増しています。

3 SNSに起因する事犯の被害児童の状況（令和6年中・徳島県）

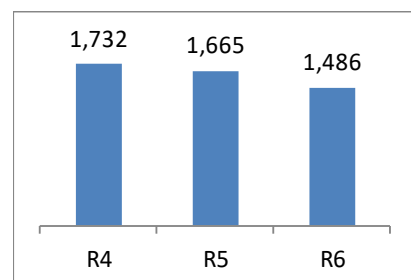
(1) 被害児童の推移

令和6年中の徳島県におけるSNSに起因する事犯による被害児童は8人（面会要求等1人、性的姿態撮影等処罰法違反3人、不同意性交等1人、児童買春・児童ポルノ禁止法違反2人、青少年健全育成条例違反1人）でした。

徳島県



全国



(2) 犯罪被害にあった事例（徳島県）

徳島県青少年健全育成条例違反

大阪府在住の無職男性（21歳）は、SNSを通じて知り合った15歳の少女が18歳未満であることを知りながら、徳島市内のホテルでみだらな行為をした。

4 子供たちを有害情報から守るため～必ずフィルタリングを利用しましょう

フィルタリングとは、出会い系サイトやアダルトサイトなど子供たちに見せたくないインターネット上の情報の閲覧を制限する機能のことです。青少年インターネット環境整備法や徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例で、フィルタリングの利用等により児童のインターネット利用を適切に管理することが保護者の責務とされ、児童が使用する携帯電話にはフィルタリングを提供するよう携帯電話会社に義務付けられています。

フィルタリングは子供たちをインターネットを通じたトラブルから保護する有効な手段ですが、万能ではありません。安全に利用するためには日頃からインターネットの危険性を教えることや、家庭のルールをつくる必要があります。

平成30年2月に青少年インターネット環境整備法が改正され、携帯電話会社と契約代理店に対し、機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に次のような義務が新たに設けられました。

- ☐ 契約締結者、携帯電話端末の使用者が18歳未満か確認する
- ☐ フィルタリングの必要性・内容、青少年有害情報を閲覧する恐れについて説明する
- ☐ フィルタリングソフトウェアやOSの設定をする

5 スマートフォンのセキュリティ対策とフィルタリング

(1) セキュリティ対策

ウイルスは、個人情報、位置情報、通話内容やスマホ内のデータ等を奪取しようと狙っています。古いバージョンのOSやアプリケーションを使用しているとウイルス感染の危険性が高くなりますので、OSやアプリケーションをアップデートし、常に最新の状態に維持してください。また、各携帯電話会社が提供するセキュリティ対策サービスを利用したり、市販のセキュリティ対策ソフトを導入する等して、ウイルス対策をしてください。

(2) アプリの危険性

アプリの中には、ウイルスが仕込まれたものも流通しており、個人情報が流出するなどの被害に遭うおそれがあります。アプリをインストールする場合には、危険・有害なアプリを入れないよう、信頼のおけるサイト（公式アプリマーケット）から入手して利用するようにしましょう。

(3) フィルタリング設定方法

スマートフォンでは、①携帯電話回線用、②無線LAN回線用のフィルタリング設定、および③アプリの使用制限が必要です。

被害児童の約9割が、被害時にフィルタリングを利用
していませんでした。

「ペアレンタルコントロール」の活用 (親としての制限)

保護者が子供のライフサイクルを見通して、
その発達段階に応じてインターネット利用を適
切に管理すること(「ペアレンタルコントロー
ル」)が大切です。



フィルタリングの設定の変更・削除やアプリ入手の制限は、パスワード入力により行うことから、保護者がパスワードを管理して、子供が自分で削除・変更できないようにしましょう。フィルタリングの設定方法は、携帯電話会社や機種により異なりますので、詳細な設定方法は販売店等にご相談ください。

携帯電話、スマートフォンだけでなく、ゲーム機や音楽プレイヤー、学習用タブレットなど子供が利用するさまざまな機器が、無線LANでインターネットにつながります。これらについては、保護者が責任をもって、対応するフィルタリングを設定してください。

利用時間や課金などについてはペアレンタルコントロール（保護者による機能制限の設定）により利用環境を整えてあげることが必要です。

(令和7年4月 徳島県警察本部少年女性安全対策課)